

平成30年度

いじめ対応の手引き

— いじめを許さない学校・学級づくりのために —



玖珠町立北山田小学校

北山田小いじめ防止基本方針

北山田小学校

1 いじめ防止基本方針

いじめが原因と見られる自殺によって、子どもの尊い命が失われる事件が全国で後を絶たない。こうした痛ましい事件が起こっているという現実には、子どもたちだけの問題ではなく、すべての大人たちにも、大きな課題を投げかけているととらえることができる。いじめ問題は、教育にとって喫緊の課題の一つであり、その解消に向けて、私たち教育関係者の取り組みが強く求められている。

いじめ問題の解決のためには、まず、各学校で直接子どもと接している一人ひとりの教職員が、「いつでも自分の学校・学級で深刻ないじめが発生し得る」という強い危機意識を持ち、未然防止と早期発見・早期解決のため、校長を中心とした学校組織全体で的確に対応することが何より大切である。また、家庭、地域、更には関係諸機関と連携しながら、迅速な対応をすることも必要である。そして、とくにいじめの未然防止のため日常の学校生活の中で私たち教職員が、子どもたちを『認め、ほめ、励まし、伸ばす』ことによって、子どもたちの自尊感情を高めていく教育活動を推進する必要がある。そのことによって、自分自身を大切にできる心がはぐくまれ、他者を思いやり、他者を大切にできる心の醸成へとつながる。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、北山田小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 いじめ防止にむけた基本理念

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)では、以下のように基本理念が示されている。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この基本理念の遂行のために、学校において、校長のリーダーシップの下、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致団結して指導に取り組む実効性のある体制を確立する必要がある。そして、その組織を中心にしながら、いじめの早期発見、早期解決に努めるとともに、いじめの未然防止につながる取り組みを行っていく必要がある。また、学校だけでなく、地域や家庭及び関係機関とも連携を強化しながら、適切な対応を行っていかなければならない。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

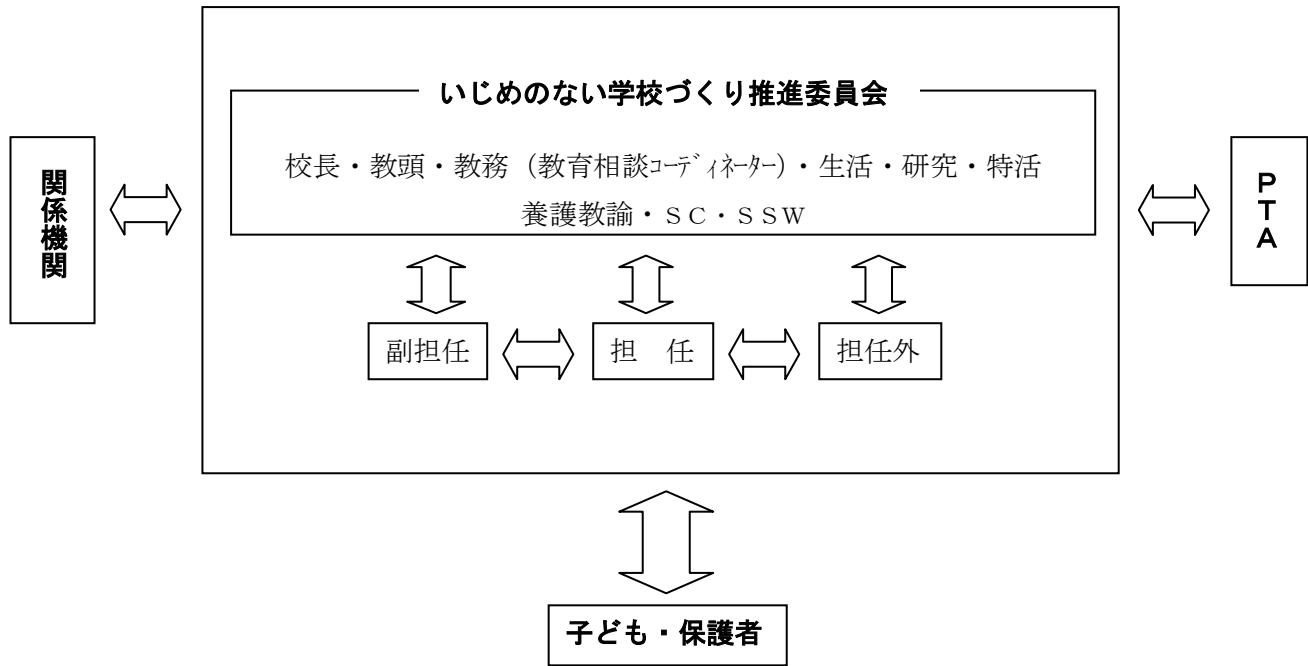
加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止の指導體制・組織体制



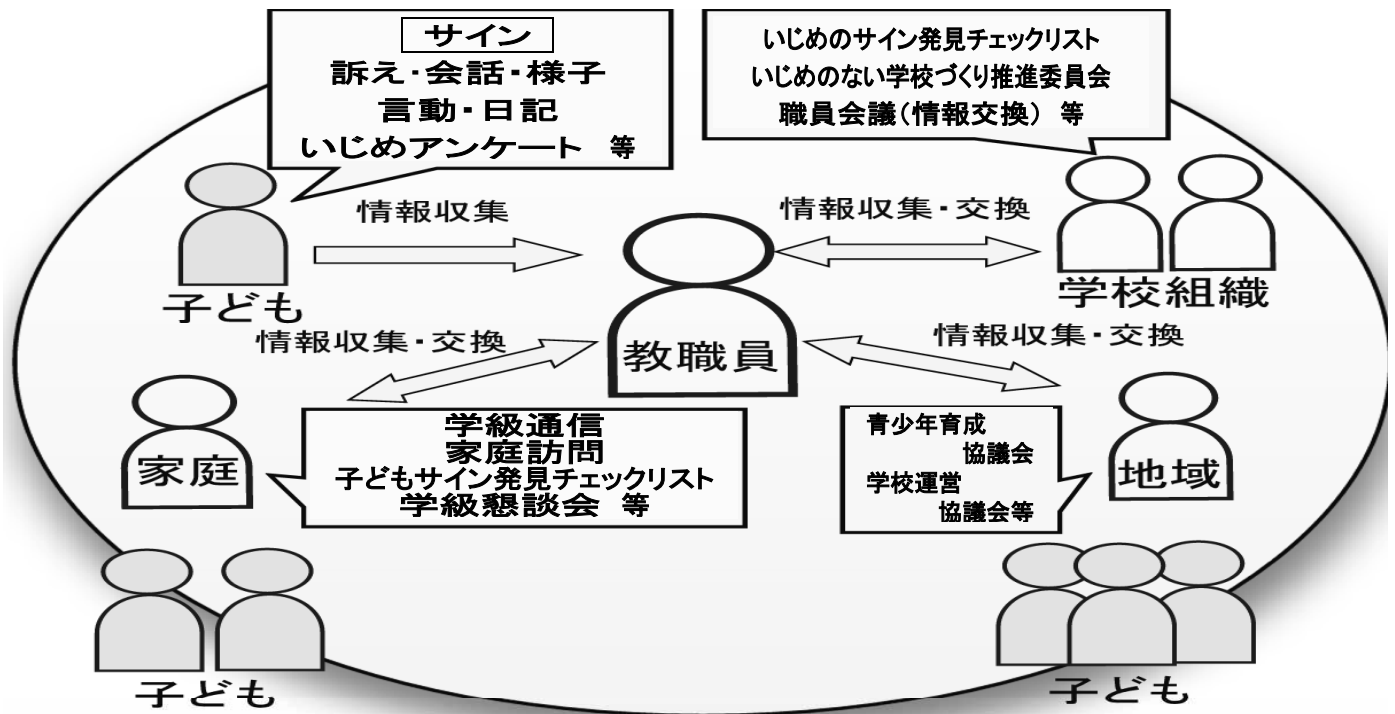
【いじめのない学校づくり推進委員会の主な機能】

- ①学校のいじめ防止基本方針の作成と見直し
- ②年間指導計画の作成
- ③校内研修の企画・立案
- ④調査結果・報告等の情報の整理及び分析
- ⑤いじめが疑われる案件の事実確認及び判断
- ⑥効果的な対策の検討と全職員への周知及び共通理解
- ⑦配慮を必要とする児童への支援
- ⑧職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携

- 校長を中心として、学校組織全体でいじめ対策を推進する。また、家庭、地域、関係機関と相互に密接な連携を図りながら、取り組みを行う。
- 年度当初の学校運営協議会において、学校のいじめ防止基本方針を確認する。その後、定例で行われる本会において、いじめの状況の報告を行うとともに、必要に応じて助言・支援を仰ぐ。
- 保護者・地域住民などから通報を受けたとき、その他児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認し、的確な対応を行う。また、その結果を玖珠町教育委員会に報告する。

4 いじめ防止の措置

日常的な情報収集



(1) いじめの予防

①いじめを起こさない学校・学級づくり

◎教職員が子どもを一人の人間として尊重することを常に心がける。

- 子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 教職員が、子どもの人権を尊重して接する。

◎どのような学校・学級にいじめが起こりにくいのかを共有し、以下のような学校・学級づくりを目指す。

- 失敗しても認め合い励まし合い、支えあう雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力してくれる。
- 全教職員が、校長を中心として、生徒指導について共通理解し、実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞いている。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉かけで接する。
- 自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

②わかる授業づくり

子どもたちが、楽しく明るく学校生活を送るためには、「学習が理解できる」ことも大きな要因となる。そのため、教職員が「分かる」授業をめざすことはもちろんのこと、授業の中で違いを認め合ったり、学びを喜び合ったりする活動を通して、集団としてのつながりを深めていくことが大切である。

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを推進する。
- TT指導や習熟度別指導を通して子どもたちの確かな学力を保障する。
- 教職員が適切な支援を行い、子どもたちが満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、とても立派だったよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちがよくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。」
- 「あなたの気持ち、先生にも分かるよ。」
- 「わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。」
- 「そういう考え方もあるね、よく考えたね。」

③子どもの豊かな心と実践力の育成

- 道徳や特別活動、校内一斉人権授業等を通して「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命を大切にする心」などをはぐくみ、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、実践力を育成する。
- 児童会や委員会から提案される生活目標を中心にして、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動や規律を守る学校生活の充実を図る。

④いじめ問題に関する校内研修

- 長期休業中や校内研修の時間を活用して、事例研究や参加体験型学習などの研修を行い、教職員の人権感覚を高める。

⑤家庭との連携

- OPTAなどで、学校としていじめに対して毅然とした態度をとっていくことを説明し、家庭と連携しながらいじめ根絶に向けて取り組んでいくことを確認する。
- 『子どものサイン発見チェックリスト』を活用して家庭での子どもの様子について把握してもらい、気になる状況が見られた場合には、学級担任が窓口になり相談に応じるようにする。

(2) 早期発見

①児童いじめアンケートの実施

- 5月・7月・10月・12月・2月の計5回実施する。(7月・12月は提出する。)
- (5・10・2月は学校独自。様式も簡略化したもの。尚、1年生の5月は口頭で聞く等とする。)
- アンケート結果により、いじめられているという意識を持っている子どもについては、個人面談を実施する。
- 個人面談を実施した後、推進委員会に結果を持ち寄り、対応について話し合う。
- 個人面談の結果及び現状について必要に応じて職員会議で意見交換を行う。

②情報収集のためのチェックリストの活用

日常的に子どもの状況やサインを把握したり、教職員の姿勢を見直したりするために定期的にチェックリストを活用する。また、保護者にも家庭での子どもの様子について点検をしてもらい、いじめの早期発見に心がける。

◎教職員の振り返りチェックリスト(子どもへの接し方を振り返る)の活用

- 8月・12月の計2回実施する。
- 教職員自身の言動が一人ひとりを大切にしているか、自己点検する。
- 子どもを尊重した態度をとっているか謙虚に振り返り、今後の指導に活用する。

◎子どものサイン発見チェックリスト(保護者からの情報を得る)の活用

- 5月・10月の計2回実施する。
- 学校では見えない家庭での変化や気になることを知らせてもらう。
- 記入されたことに対して秘密を守る、気になる事象がある場合はすぐに相談に応じる。書いたことにより不利益な扱いを受けることがないなど、保護者に安心感を与えるようにする。
- 適切な対応をすすめるためにも、記録を残すようにする。

教職員の振り返りチェックリスト

月	記入者名()	
場面	チェック項目	評価
あいさつ 健康観察	1. どの子にも同じように明るいあいさつをしていますか。	
	2. あいさつする子どもの声の調子や表情の変化に注意していますか。	
	3. 不調を訴える子どもの言葉をきちんと受け止めていますか。	
授業中	4. 乱暴な言葉遣いをしていませんか。	
	5. どの子にも発表の機会を与えていますか。	
	6. 子どもが不快に思うような冗談や皮肉を言っていませんか。	
	7. 子どもの発言や意見を、まず受け止めて対応していますか。	
	8. できる子、できない子と先入観をもって接していませんか。	
	9. 感情的に叱っていませんか。	
	10. 一人の子どもを大勢の前で叱っていませんか。	
	11. 間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していませんか。	
休み 時間	12. みんなに同じ言葉遣いで接していますか。	
	13. 子どもの訴えにすぐ対応していますか。	
	14. 一人一人の子どもを認める言葉を選んで話していますか。	
	15. いつも同じ子どもと遊んだり話したりしていませんか。	
	16. 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりはしていませんか。	
給食	17. 好き嫌い等に対する正しい指導を心がけていますか。	
	18. 子どもたちと会話を楽しみながら食事をしていますか。	
掃除	19. 子どもたちの仕事が均等になるように配慮していますか。	
	20. 他のクラスの子どものにも同様に指導をしていますか。	
基本 姿勢	21. 子どもたちを認め、ほめ、励まし、伸ばしていますか。	
	22. 悪いことはきちんと注意していますか。	
	23. 子どもたちの表情や態度の変化を注意深く見えていますか。	
	24. 積極的に子どもたちと対話をしていますか。	
	25. 役割や仕事を公平に分担できるような指導ができていますか。	
	26. 真面目に頑張る子どもが生き生きと活動できる教室ですか。	
	27. いじめは絶対に許さないという強い姿勢を持っていますか。	
	28. 教室は潤いのある学習環境になっていますか。	
その他	29. 地域や保護者からの情報を受け入れていますか。	
	30. 気軽に相談し合える同僚や先輩はいますか。	

()月いじめのサイン発見チェックリスト

年 組 名前 ()

以下の項目を参考に、子どもの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、担任にご相談ください。

チェック項目	○ ×
1. 表情が暗くなり、言葉が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづむようになった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり八つ当たりしたりするようになった。	
5. 擦り傷やあざ等を隠すようになった(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという)。	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。	
11. 食欲がなくなった。	
12. 言葉遣いが乱暴になった。	
13. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
14. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
15. 友だちからの電話で急に外出することが増えた。	
16. 投げやりで集中力が続かないようになった。	
17. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
18. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
19. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
20. 家で与えた以上のお金を持っている。	

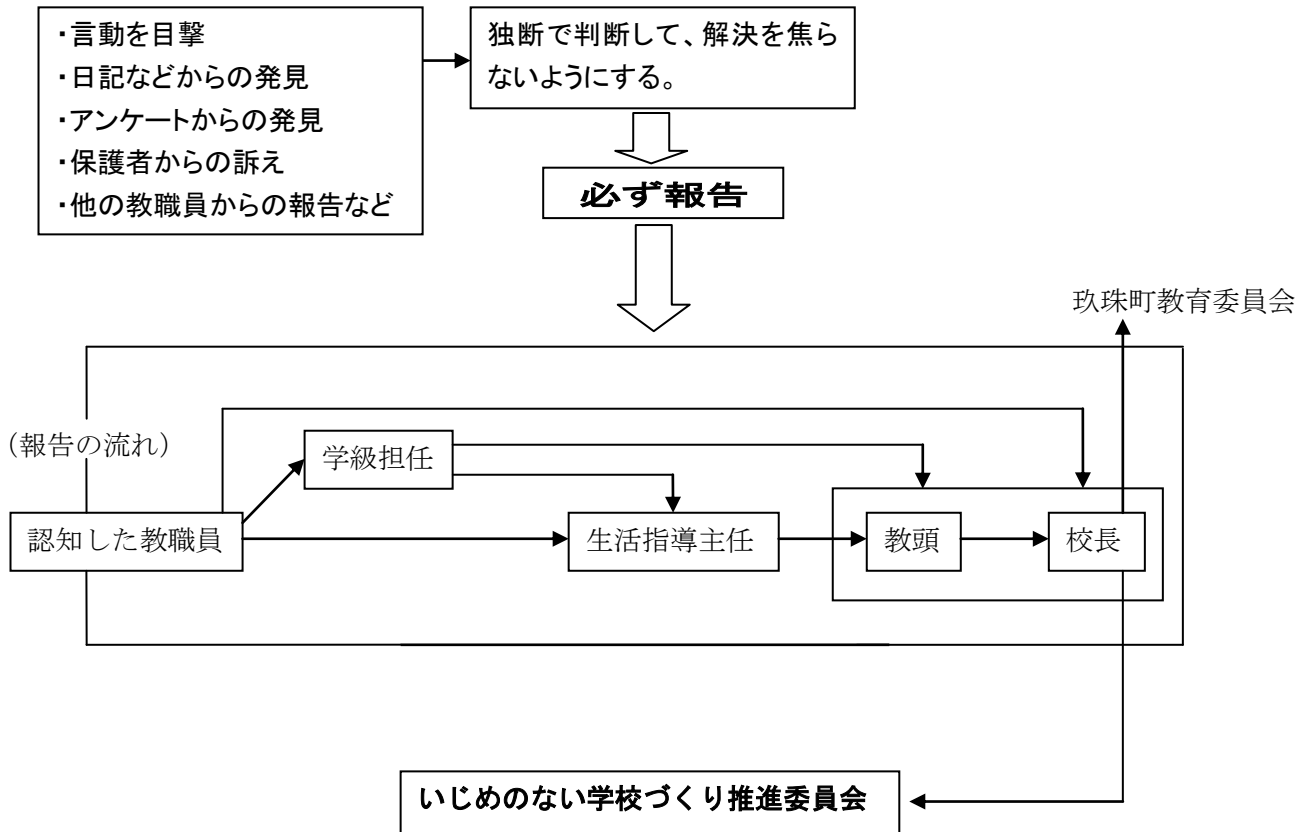
上記以外で、お子様の様子が気になることがありましたらお書きください。

いじめのない学校づくり年間計画

	いじめのない学校づくり推進委員会	学習指導部(学習面)	生活指導部	特活指導部
4月	今年度の取り組み確認 ※いじめ発見チェックリストの活用	校内研の提案 ・学習規律の徹底 ・すべての子どもがわかる授業づくり	重点項目の提案 ・あいさつ ・トイレのスリッパ揃え ・無言清掃 ・ローカの歩き方など	生活目標(運営委員会) ・あいさつ運動 ・正しい言葉づかい 運動会の取り組み
5月				
6月	いじめアンケート分析	校内一斉人権授業	いじめアンケート(学校独自) 生徒指導ブロック別研修会	生活目標(放送掲示委員会) ・ローカの歩き方
7月	いじめ、ネットなどに関する 親子講演会(研修部)	いじめに関する授業(道徳など)	いじめ・不登校実態調査(地教委)	
8月	取り組みの反省および今後に向けて	子どもに対して不適切な発言がないか見直すとともに、評価のあり方についての校内研修		
9月				生活目標(運営委員会) ・チャイム席 ・無言清掃 ・はきもの揃え
10月	いじめアンケート分析	いじめに関する授業(道徳など)	いじめアンケート(学校独自)	
11月				生活目標(体育委員会) ・体力向上にむけて(粘り強さ)
12月		校内一斉人権授業(参観授業)	いじめ・不登校実態調査(地教委)	
1月	取り組みの反省および今後に向けて	いじめに関する授業(道徳など)	生徒指導ブロック別研修会	
2月	いじめアンケート分析		いじめアンケート(学校独自)	
3月	↓			生活目標(整備栽培委員会) ・トイレのスリッパ揃え

(3) いじめの対応

① いじめ情報のキャッチから対応までの流れ



② 推進委員会における方針の決定・役割分担

- 情報の整理 (いじめの態様、被害者、加害者、関係者、周囲の子どもの様子)
- 対応方針 (対応の方向性を決定し、事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認)
- 役割分担 (被害者、加害者からの事情聴取と支援担当、保護者・関係機関への対応担当など、複数体制で出来るように分担する)

③ 事実の究明と指導・支援

a. 事実の究明

いじめの状況、きっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、基本的に被害者→周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)→加害者の順に行う。

【事情聴取の際の留意事項】

○いじめられている子どもや周囲の子どもからの事情聴取は、必要に応じて人目のつかないような場所や時間帯を配慮して行う。

○関係者からの情報に食い違いがないように、複数の教職員で確認しながら聴取を進め、記録を詳細にとる。

○情報提供者についての秘密を遵守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

○聴取を終えた後は、必ず面談で保護者に対して直接事情の説明をする。

b. いじめの被害者、加害者、周囲の子どもへの指導・支援

	被害者	加害者	周囲の子ども
基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、いじめられた子どもの見方になる。 ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつも、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学校全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教職員が子どもとともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、子どもが話しやすい教職員が複数で対応する。 ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中立の立場で複数の教職員が事実確認を行う。 ・うそやごまかしのない事実確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校はいじめ側を絶対に許さないことや、今後の指導のしかたについて伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どもの良さや優れているところを認め励ます。 ・いじめている側の子どもの今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ること、いつでも相談に応じることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせるとともに、いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等は許さないことを指導する。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平や不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。 ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全体を通して交流を続けながら成長を見守っていく。 ・授業や学級活動を通して、自尊心を高められるような取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団自治能力を高めていく。

④ 保護者及び関係機関との連携

a. 保護者との連携

	被害者の保護者	加害者の保護者
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。 ・学校として子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。 ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。 ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は避けることを依頼する。 ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取後、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の再確認をする。 ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。 ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。 ・誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について基づいて指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。 ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教職員の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
好ましくない対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。 ・「お子さんに問題があるからいじめに合う」などの誤った発言をする。 ・電話で簡単に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を非難する。 ・これまでの子育てについて批判する。

【保護者との日常的な連携】

- 年度当初から、通信や保護者会などでいじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側・いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方策等を明らかにしておく。

b. 関係機関との連携

- 市町村教育委員会や教育事務所の指導を受けながら、必要に応じて、児童相談所、病院、警察などの関係機関と連携を図る。
- スクールカウンセラー等による相談が、適切に行えるよう連絡・調整を図る。

5 ネットいじめへの対応

(1) 未然防止のために

① 情報モラルの指導の際、子どもたちに理解させるポイント

～インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う～

- 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること
- 匿名でも書き込みした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者を傷つけるだけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

② 保護者会等で伝えること

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話・ゲームを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためにルール作りを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォンやタブレット等、特有のトラブルが起こる可能性があるという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

(2) 早期発見・早期対応のために

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども・保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校・保護者だけでは解決が困難な事例については、警察等の専門機関とも連携する。

② 書き込みや画像の排除に向けて

- 被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込みの削除を行うとともに、子どもたちに対して、ネットいじめの理不尽さについて指導する。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- チェーンメールについては、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりするものではないこと。また、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。

6 重大事態への対応

重大事態とは

(1) 子どもの生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、と認められたとき。

例えば

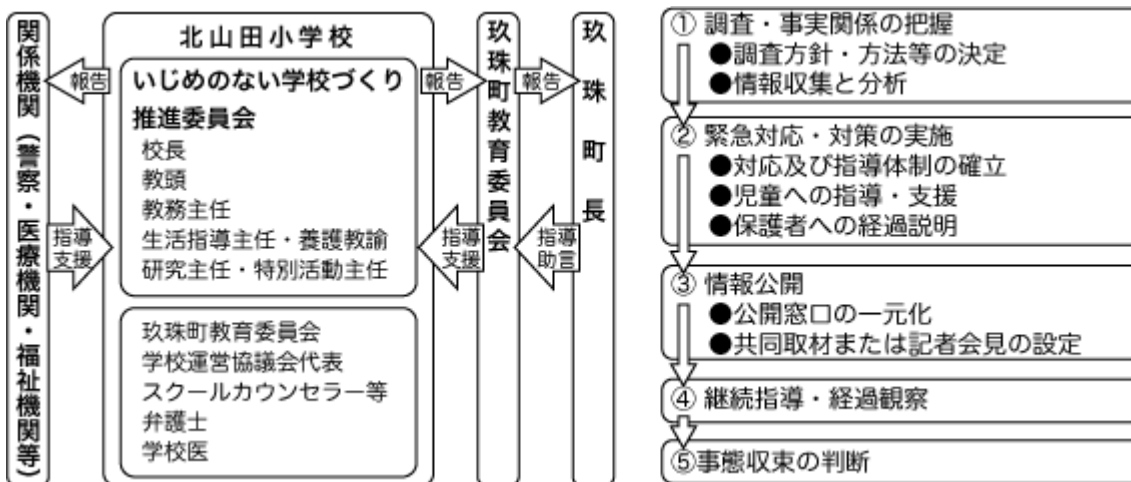
- 子どもが自殺を図った場合
- 重大な傷害を負った場合
- 金や品物に重大な被害を受けた場合
- 精神疾患を発症した場合 などです。

(2) いじめで相当の期間、登校できなくなった疑いがある、と認められたとき。

○相当な期間とは、不登校と同じように30日間を目安とします。ただし、一定期間子どもが連続して休むようなことがあれば、上の目安にかかわらず、学校の判断で事実確認をはじめます。

(3) 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

◎ 重大事態が発生場合は、以下の流れで迅速かつ適切な対応をとる。



◎ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携し、対応する。

◎ 報道機関等の取材がある場合は、市町村教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一元化して、「いじめのない学校づくり推進委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。